

## 仙台家庭裁判所「家庭裁判所委員会」議事概要

### 1 日時

平成16年6月1日(火)午後1時30分から4時まで

### 2 場所

仙台家庭裁判所会議室(6階)

### 3 出席者

#### (1) 委員

遠藤 香枝子	遠藤 恵子	大西 平泰	岡崎 智政
亀井 基子	小坏 眞史	佐久間 敬子	高橋 光雄
千葉 真弓	朴 澤泰治	安田 恒人	

#### (2) 事務局

渡辺昭二事務局長	鈴木尚首席家裁調査官	後藤豊之進首席書記官
早坂洋一事務局次長	佐藤章総務課長	高橋智明総務課課長補佐

### 4 議事

(以下、 は委員長、 は委員、 は事務局の発言)

#### (1) 開会

#### (2) 委員の異動報告及び新任委員の挨拶・自己紹介

#### (3) 委員長選出

事前に送付していただいた委員会の議題の中には、人事に関する議題は含まれていなかった。今日の委員会では、委員長の選任手続も議題になるということ、事前に通知していただきたかった。それから、委員長選任の件に関して、法曹三者以外の委員が適任であるという意見は、現在でも同じであるが、今日の委員会においては、他の委員の意見に従いたいと思っている。

委員長の選任手続が今日の議題になるということについて、事前に通知していなかったことは、誠に申し訳なく思っている。ただ、所長が交替したことは、家裁委員会通信でお知らせしていたので、各委員にはお知らせ済みとってしまった。今後は十分に注意したい。

承知した。

従前と同様に、家裁所長でいいのではないか。

賛成

当委員会の委員長として、小坏家裁所長を選出する。

賛成

#### (4) 委員長代理の指名

家庭裁判所委員会規則第6条第3項に規定する委員長代理として、高橋委員を指名する。

#### (5) 裁判所の広報活動について

前回(平成15年11月25日)の家裁委員会以降に行った広報活動の概略説明  
平成16年度広報行事予定

パンフレット【ご案内「あなたの街の裁判所」】作成

憲法週間行事

- ・ 無料法律相談
- ・ 模擬裁判「少額訴訟」

無料法律相談の情報について、インターネットを利用して入手した相談者はいたか。

いなかったと思う。

(6) 少年事件処理の実情等

当庁における少年事件処理の実情，少年非行の傾向及びその対策に関する概略説明

少年事件については，凶悪化とか年少少年による事件が増加しているとか，いろいろとマスコミで報道されているが，当裁判所の事件の傾向は，今説明したとおりであり，このような事件の傾向を踏まえて，最近の一般的な少年非行の原因，背景などについて，忌憚のない御意見を伺いたい。

今の説明の中で，平成13年度の強盗等が45件と前後の年度と比較して非常に多くなっているが，何か理由とか背景はあるのか。

当時は，強盗やひったくりなどの路上犯罪が非常に多くなっていた時期であり，警察の方で，この路上犯罪を減らそうということで街頭補導を強化した結果，この数字となって表れてきていると思われる。

そうすると，平成14年度からは，また力を抜いているということか。

そのようなことはないと思う。

今の説明の中で，少年事件は，一般的には減少傾向にあるということであるが，何か理由はあるのか。

今述べたように，警察の街頭補導の効果が大きかったものと推測している。それ以外にも，全国的に関係各機関が危機感を持って，その問題に対する取り組みを強化しており，徐々にその効果が出ているものと思われる。

これはいい傾向なので，何か思い当たる原因はあるのか伺いたい。

全国的な傾向として，少年は，あまり社会を意識しないで，自分勝手に欲求のおもむくままに非行を重ねているので，それではいけないということで，少年は地域で育てようということで，先日も「一声運動」というのをテレビで放送していた。また，仙台中央警察署でも，ゴールデンウィーク前の時期に，街頭補導の中で一声かけようという取り組みがなされており，このような関係各機関の地道な活動が功を奏してきているというように理解している。

最近，宮城県警本部作成の「少年非行の実態」という資料を見ていたところ，少年非行の約7割くらいが街頭犯罪であり少年非行の特徴となっていると記載されているので，警察では，今でも街頭補導に力を入れていると思われる。

30年くらい前の話として知り合いから聞いた話だが，「昼間，デパートの屋上で，高校生が制服姿で中学校の同級会の打ち合わせをしていたところ，2人の補導員に『何をしているのか。』と聞かれた。その時は，事情を話したら理解してもらえた。」という話を聞いたことがある。最近，国分町とかの普通出入りしないよう

な場所や時間帯に、10代と思われる子供たちがたくさん見受けられるが、警察などがこれを取り締まっている現場を目にすることがなかったので、最近はそのような街頭補導は減ってきていると思っていた。しかし、今日の話では、取り締まりが従前よりも強化されているということなので、たまたま私がそのような場面を目にしていなかっただけかもしれない。

警察の方でも、街頭補導の方法をいろいろと工夫しており、非常に緻密で、声かけも「かけ方」まで工夫しているなど、少年たちが犯行を引き起こさないように考えて工夫しているようだ。また、街頭補導だけではなく、警察と学校との連絡会などを実施して、少年非行を減らそうということで頑張っている。非行の入り口と言われている万引き、自転車盗、遺失物横領の数が非常に多く、これを無くそうということで非常に力を入れているようである。街頭補導を強化すればするほど補導の効果として、この3種類の新受件数が多くなる反面、警察官や補導員が立っているということで、重大事件を抑止する効果もあると思われる。

夜間の青少年や児童の徘徊であるが、最近、親が子ども達を居酒屋に連れてきて真夜中まで遊んでいる例が増えてきている。高校生や中学生だけではなく、小学生から乳幼児に至るまで真夜中の時間帯に見受けられるなど、行動時間帯が全く変わってきている。寝ている子供を起こしてまで一緒に飲みに行っているようであり、文化的にもかなり夜の文化に移行してきているようである。

家裁調査官は、社会調査を通して、非行を起こした子供たちの家庭状況とか、非行原因とかの貴重なデータをたくさん入手し集積していると思うが、プライバシーに関わることは別として、社会記録などから非行原因を分析して統計的に公表するようなことは行っているのか。

全国的な研究としては、平成13年度に最高裁が「重大少年事件の実証的研究」を行っており、これは誰でも入手可能なように本として出版されている。また、裁判官や調査官が、講師として外部に出かけて行って話をする中で、蓄積したノウハウを還元するようにしている。昨年度は、裁判官が高校生を相手に授業を行っており、調査官も何度か出かけていっている。

私たちは、それぞれの立場で非行を起こした少年たちと関わっているが、その場合、何が非行原因が分からないと、対症療法だけでは済まない子供たちに対する対処の仕方が難しくなってくる。非行は、子供だけの問題ではなく家庭の問題であったり、学校の勉強が分からないとか、馴染めないとか、いろいろ複雑で根の深い要素が絡まり合って起きている。その辺のところが見えてこないと、表面的な規制や取り締まりだけでは済まないところがある。平成13年度のような大がかりな研究だけではなく、もっと日常的な事件について、非行原因とかが把握できるような資料が必要となっている。付添人として少年事件に関与しても、根本的な原因が見えてこないとき空しい感じがする。

当庁としては、過去において、非行原因の分析を行ったようなことはなかったと思う。全国的には、非行の原因として保護者の問題を絡めた指摘が頻繁になされている。保護者の問題として、子供が挫折した場合に、うまくフォローして話を聞いてやったり、コミュニケーションをとったりして立ち直らせることができないとか、

かなり一般的なことで指摘できる問題が多いと思っている。

多分、全国共通の非行原因があって、それに多少の地域性が出てくるという感じであるが、調査官の研究の中からピックアップしたものであれば、非行の原因らしきものに立ち向かっていけるものと思われる。

このような統計的な数字を見ている、医学の対症療法のようなものを見ているのと同じだ。結局、子供の問題は、前回は話題になったように、家庭の問題というか、「しつけ」が根本的な問題だと思う。ここでいう家庭の「しつけ」とは、特別に難しいものではなく、家庭の中で、親が子どもに対して、人間としてのルールを自然な形で教えることである。30年くらい前は、校外指導が厳しかったが、道徳観念を植えつける上では非常に良かったと思う。また、「一日一善運動」とか、「朝のあいさつ運動」が全国単位ですごく盛んだった。このような原始的なことが、案外効果があるような気がしてならない。それから、敬語をきちんと話せないなど言葉遣いが非常に乱れている。きちんとした言葉を話せるということは、人間としてきちんと成長していくことに繋がっていると思う。

先ほど話題にした「重大少年事件の実証的研究」では、親子関係の問題にも分析のメスを入れており、重大事件を起こした少年たちは三つのタイプに分類され、それぞれの親子関係に問題があると分析している。一つ目のタイプとしては、幼少時からいろいろな問題を起こしてきた一群であり、この場合、親の方が育児不安となって育児にゆとりが見られない、しつけと虐待を混同しているような事例もある。二つ目のタイプとしては、表面上は問題ないが、ある時、突然重大犯罪を引き起こすというもので、親の問題として、生き活きとした感情交流が乏しいのではないかと、子供に対する期待が非常に大きすぎるのではないかと、場合によっては両親そのものが仲違いしているのではないかと指摘もある。三つ目のタイプとして、思春期になってから問題を起こすタイプがある。これは学業不振、部活の挫折などが原因となっており、これも親が子どもの挫折等をうまく支えてあげられないという問題が指摘されている。

私は昭和37年生まれであり、それ以後に義務教育を受けてきたものであるが、そのころから個性ということが大きく言われるようになって、今では個性こそが人生の目標ではないかと、個性でもって人を追いつめる程のものになっているような気がする。そうすると、何か突出したところで目立つことができる人以外は、外れたところで万引きをしたりして目立つしかない。今の子供たちの中では、仲間内の掟、道徳、法律がバラバラになっている。法律はルールであって、スポーツで審判が見ていないところでの反則が咎められないのと同様に、軽い犯罪などは、警察に捕まらない限り許されると考えてしまう。道徳が宗教から離れてしまったので、なぜ万引きがいけないのかと聞かれても、大人は答えられなくなっている。少年達の仲間内の掟では、チクらないこと、売らないことが一番大事になっている。仲間内の掟が、どのように社会と繋がっていくのかということは、学校では教えられていない。少年達は、社会の制度や矛盾に気づくと、学校のいい加減なところや勉強しるとしか言わない先生や親に対して、不信感を持って許せなくなってしまう。学校にいるうちから、子ども達に社会化のモデルを示して、子供でも社会にとっては必

要な存在であるというメッセージを出していくことが必要である。その意味からも、裁判所の玄関ホールなどには、立派な絵画ばかりではなく、児童画とか養護学校の人たちの作品を展示したりすることを検討してもいいのではないか。

今の指摘は、ごもっともだと思う。この補導委託に御協力をというのは、まさに社会を意識する機会が非常に少ない少年達に対して、例えば公園の掃除をさせるとか、落書きを消させるとかということを用まく活用して、もっと社会を意識させることが必要ではないか、という観点から考えていく必要がある。

先程の意見に関連して、当裁判所において、調査官の調査報告書などを分析して非行原因などについて研究をしたということはなかったかもしれないが、調査官たちがフランクな形で、日ごろ扱っている少年についての特性や時代性・地域性を加味した背景などを座談会の形で発表している例がいくつかある。最近の雑誌では、少年事件に関する調査官の座談会がケース研究に掲載されていると思う。

昔の小学校では、先生と子ども達の間でお手紙交換というのが全国的に行われており、それを通して先生と子ども達との間に交流があった。国の指針として、このようなことを全国規模で実施していくことによって、子ども達に対する一貫した姿勢が育っていくと思われる。今は個性の時代であり、それぞれの学校がそれぞれの取り組みでやっており、対症療法のようなものが多い。実行に移しやすいやり方を教育に取り組むことが必要だと思う。

悪いモデルはつくりやすいが、良いモデルはつくりにくい。個性が至上命令の現代では、つくるのが難しいと思う。普通であることをもっと評価してやるのが大切だと思う。

非行は、いろいろな原因や背景が重なり合っており、一つの原因だけで一概に論ずることは難しいと思う。長い目で見ると、女性の社会進出によって家族の在り方自体が変わってきている。女性の社会進出は、これからも押し進めていく必要があるものの、そのために時間的にゆとりがなくなって、心のゆとりや子供と向き合う時間が少なくなっている。子ども達は、親身になって話を聞いてくれる人、理解してくれる人を求めている。その時に、今忙しいからと言って、振り返ってもらえないとどうなるのか。女性の社会進出を推進するためには、例えば有給休暇などを取得しやすい社会にして、それを子供と接するための時間に使ってもいいと思う。女性も、家族みんなの理解を得て社会に出て働き、また、親として、子供との触れ合いの時間をもっと多くとる努力が必要かと思う。

一方、少子化に伴って、過保護な親が増えている反面、子供に無関心な親も増えている。子供の帰宅時間が分からない、交友関係が分からないなど、無関心な部分も見受けられる。親として、子供の心をきちんと理解してやることであり、基本的には家庭内の「しつけ」が一番大事だと思う。

基本的には、今の意見に賛成であるが、それは母親というより父親の方がもっと早く帰ることが大事であり、女性の社会進出というよりは、24時間態勢で対応していかなければならない、今の社会システムの問題でもある。先程の説明にあった補導委託というのは、非常にすばらしい制度であると思うが、これまで、裁判所では、この委託先の開拓に努力してきたのか。5カ所ぐらいしかないというのは、

非常に残念に思う。

努力不足というのは自覚している。受託先は、24時間にわたって委託された少年を世話をする必要があり、かなりハードである。また、その少年が何か悪いことでもしてかしたらということで、考えるだけでも腰が引けてしまう。また、常時、委託できる訳でもなく、その委託先に適した少年がいつ出てくるかも全く分からない。委託したいと思っても、適切な委託先がないなど活用も難しい。当庁の最近の状況を調べてみても、平成13年度が7人、平成14年度が5人、平成15年度が10人という数字になっている。

私は、平成2年、3年と少年事件を担当していたが、住んでいた官舎の近くに特別養護老人ホームがあって、その中で私自身が体験をしながら、スタッフに対して、裁判所やこの制度とかの説明をして理解していただき、補導委託先として少年を受け入れてもらえることになった経験がある。最初に委託したのは高校2年の少年であり、下り坂で自転車を無灯火で運転していて、70代後半のおばあさんにぶつかって死亡させたというものである。ここのデイサービスでお願いして、そのスタッフにフォローしてもらって、その後不処分にしたという記憶がある。

受け入れる側は、少年事件の関係で来るというだけで身構えてしまう。宿泊を伴わない方法でも十分である。一方、宿泊を伴う身柄付きの場合、受入先は非常に大変である。何とか受け入れてもらって、一生懸命やってもらい、結局、きちんと就職もできたという事例もある。このような篤志家の方の負担にならないような方法を考えて、これからも、裁判所として、アンテナを広げて補導委託先の開拓に努めていきたいと考える。

家裁に関係する少年事件は、必ずしも減っている訳ではないと思う。仙台市には青少年指導センターがあり、その補導員は、ほとんど毎日のように街頭補導に出ている。私自身も、平成8年から5年間ぐらい、月に3回ぐらい補導ということで街頭に出ていたが、当時から、補導員の努力、特に子供たちに接する姿勢が非常に参考になったし、子ども達の立ち直りにも非常に努力されていたと思う。ただ、最近では、カラオケ店とかで補導員などに必ずしも協力的でない店もあって、補導員ですら入りにくい場所が増えてきている。裁判所の統計数字だけから見ると、あまり増加していないように見えるが、内容的には、なかなか発見しづらい、非行を防止しづらいケースも増えている。

学校としては、児童相談所の担当者に来てもらって教員研修会を実施したり、一昨年から、警察との間で、情報連絡体制を密にして態勢を強化した結果、今では、警察に関係するようなことがあった場合は、ファックスとかで学校に連絡が入るようになっている。裁判所との関係でも、いろいろな情報交換の機会や教員研修の時などに事例紹介などをしていただけると理解が深まると思う。

ところで、私立高校では、男女共学化が進んでおり、このこと自体が街頭での問題行動を抑制する方向にあるような感じがしている。現在、子ども達のほとんど全員が高校生になっており、高校生という形の中に入らなければならないようになっているが、その中で、それぞれの生き方、道筋を探るのが逆に難しくなっている。そういう意味で、いろいろなことを体験するということは、大事なこと

であり、学校教育の中にも積極的に取り込んでいきたい。

もう一つは、学校と家庭の問題である。同じ大人とか家庭とかといっても、親として育った世代にそれぞれの違いがあり、その時代背景を踏まえながら子供のことで話をすると、割合と話が進むことがある。なかなか一度に物事を解決することは難しいので、解決に向けた地道な取り組みを続けていきたい。

今は子供が子供をつかってアップアップしているように感じる。子供を持つということは大変なことであり、それなりの覚悟や準備が必要なのに、親の資格や要件を考えないまま、とにかく結婚して親になったというケースがやたらに多い。どちらかという、子供よりも親の教育をした方が早道なのではないかという印象を持っている。社会的な環境、特に経済的な環境の差が、戦後と今では大きな差がある。戦中戦後の何十年かは生活することだけで精一杯であり、やっとなら食いつないでいた。そういう生活の中で、子供にはきちんと役割があり位置づけられていた。家の中でも、子供の役割がきちんとあって、それをやらないと家庭生活が組み立てられなかった。ぎりぎりの中で何とかやってきたという環境が日本の中であって、子供は、その中で自分の役割をきちんと認識して、いろいろなことをやっていた。それから社会がどんどん豊かになっていくと、そういう子どもが担っている部分がなくなって、つまり何もやらなくてもいいから勉強しなさいということで、社会の中での子供の位置づけが宙に浮いてしまった。何もすることがなくなって、ただ勉強だけということは、子供に対して相当のプレッシャーや閉塞感を与えていると思う。豊かな環境の中で、きちんと子供を育てるというノウハウを人類は持っていない。子供を当てにしないでいい社会は、健全な社会とは言い難いと思う。子供を当てにするということは、期待するということではなくて、もっとドライで現実的な負担をきちんと与えていくことである。子供に何をさせるかということ、社会全体で考えていく必要がある。

先程から話題になっている個性というのは、重要なポイントである。個性があることはすごくいいという変な価値観が固定化しているが、本当に個性のある子供というのは何人もいなくて、大多数は個性を見つけられないまま大人になっており、そういう中で、個性、個性と言われると、自分に自信のない子供は、どんどんその中に埋没していってしまう。個性のある子供はそれでいいが、個性のない子供をどうやって評価していくのかということが、非常に重要である。個性教育の偏重、価値観の固定化というのは問題である。

それならどうするのかというと、地域や学校でも、自分の子、地域の子を問わず大人達全員が子供に興味を持たないとだめだ。そこからスタートだ。子供が何をやっているのか、何を考えているのか興味を持って、そこからいろいろなことが導き出されてくると思う。とにかく興味を持たないとだめであり、興味を持つ仕掛けをすることが大切である。私たちマスコミはもちろんのこと、裁判所を含む公的、私的な分野の大人たちが、子供の側にどんどん興味を向ける、視線を浴びせていくことでしか、問題を解決することはできないと思う。

最近、犯罪が減少しているというが、確かに数字的にはそうだが、昨今は治安が悪化して、必ずしも統計上の数字は少年を含めた一般事件で考えてみると、予断を

許さない状況となっている。先程から、路上犯罪がかなり多いという話が出ているが、窃盗の中でもひったくりは結構多く、これは態様次第ではいつでも強盗に変化したり、転倒させて怪我を負わせたりすると強盗致傷になることもある。最低で懲役7年以上の重大犯罪であり、そのように重大犯罪に変化する可能性のある犯罪が多くなっている。

次に、検挙率という問題であるが、最近は自転車盗とか占有離脱物横領というのが結構多い。被疑者不詳だと、警察からはなかなか検察庁には送られてこない。時効直前に、どうしましょうかということで話がある。その時には、自転車1台という証拠物が警察に保管されており、これをどうするのかということが問題となってくるなど、検察庁に上がってこない事件が非常に多くなっている。検察庁としても、少年事件については、これまで以上に力を入れて対処していきたいと考えている。

ところで、検察庁で少年事件を専門に処理している検察官は、少年達による暴力事件、傷害事件、窃盗事件が多くなっており、その中の傾向として、我慢をするということが減ってきているとか、「ヤキを入れる。」ということが犯罪であるという認識が余りない。また、万引きとかの軽微な犯罪は、ゲーム感覚で考えるようになってきている。それが見つかっても、大した処分にはならないという考え方が少年達に蔓延しているというような話をしていた。

検察庁としては、このような事件について、非行原因を含めて真実は何かということを探査の中で明らかにして、事件を家裁に送致することであり、真実発見のために適正な捜査をやっている。そのために検察官としてなすべきことは、少年事件に限らず被疑者から事実を語らせて、反省させて、適正な処分を受けさせることである。取り調べる側の検察官は、被疑者から信頼を得ることが必要であり、そうしないと真実は引き出せない。被疑者を一方的に悪いと決めつけず、言い分を聴いてやることも必要だ。一方的に決めつけて取り調べをしても、壁をつくるだけで心は開いてくれない。被疑者に対して、思いやりを持って対応するように若手の検察官には指導している。その上で、検察庁としては、犯罪について悪いことは悪いという厳しい姿勢で、責任を取ってもらうべきだと考えている。家裁の処分では、審判不開始ではなく、審判を開いて裁判官が説示した上で不処分にすることも大事であり、凶悪犯に対しては、罪の重さを自覚させることも必要だ。

先程から、個性という言葉を何度か耳にしたが、個性とは何か、自分の個性だけではなく他人の個性と比較しての個性である。他人の立場を尊重した上で、個性やその価値観を持つことが必要だ。我々の世代は、受験教育、受験戦争ということで、他人より上に立つ、成績重視の中で他人を押しつけてでも勝っていく、他人のことも考えなさいと言うけれども、いざとなるとなかなか難しいものがある。自分たちとしては、このようなことを戒めながら対応していく必要がある。相手に対する思いやり、自分に対する戒めが必要だ。子どもは父親の背中を見て育つということで、父親の働いている姿を見て育っていた。母親にも同様なことが言える。朝早くから夜遅くまで台所で家族のために頑張ってきた。親と子供は別の人間だから、当然価値観は異なるが、大人は、自分なりの価値観を持って、仕事をしたり子どもを育てていく必要がある。相手を思いやることができるのは、自分の価値観、スタンスを



きちんと持って、その上で実感を持って初めてできるものである。

この問題について、私は、精神科医として考えると、少年の問題も大人の問題もそんなに違いはないと思う。その理由の一番目は、社会が非常に複雑になって、それが情報としてどんどん人の中に入ってくることで、情報過多の問題である。二番目は、育ってくる段階で、物事に耐えるという力がどんどん下がってきている、我慢することが出来なくなってきた。その原因の一つは少子化である。昔は兄弟がたくさんいて、親から教育してもらわなくても、兄弟の中で苛められて、我慢して耐える力がきちんと養われた。今は、子どもの数が少ない上に、経済的にも豊かになっているので、耐えることの訓練を受ける場がない。そのまま大人になっていく。三番目は、その中で価値観が非常に混乱している問題がある。何が正しくて何が正しくないかという線引きが、どんどん曖昧になっている。小学生の三分の二以上は携帯電話を持っており、その親は、子どもに2万、3万も電話代を使われたと言ってブーブー言っている。こんな馬鹿な話が現実にはある。我々の時代は、電話は金がかかるものだから、少しでも短くかけて、出来るだけかけないようにしようというルールがあった。今ではそういうルールもなくなってきた。

耐える力はどのような所から出てきているのか。学生はスポーツである。どうしても勝つためには、どんなに苦しくても歯を食いしばってやらないと、勝てない。そういう訓練を受けてきた子どもと、それを知らない子ども達との間に差があると思う。耐える力をつくっていくことは、もちろん家庭教育にあるが、それを学校の先生の責任にしてしまうのは、少し酷かなと思うが、学校でも、ある意味での道徳教育とか、モラルの教育をしていく必要がある。

精神科の世界では、我慢することができなくて不満が貯まっていけば、精神的に具合が悪くなっていくことは明らかであるが、その時に、二つの方向があって、一つは反社会的な方向に進んでいく、つまり非行の方に行ってしまう。もう一つは、非社会的な方向に、例えば、一つは引きこもりの形であり、自ら周囲の人間から逃げよう、逃げようとする方向である。次に自罰の方向で、過食、拒食の問題である。更に自傷の問題がある。反社会的なものや非社会的なものが入り混じると、引きこもっていた者が家庭内暴力を引き起こす。あるいは、尊属殺に至るケースもある。以上は、このように見ることが出来るというものであって、それならどうすべきかという問題になると、大変難しいことである。少なくとも言えることは、どうやったら我慢する力を小さいときから植え付けることが出来るか、その方法論を考えるのが一番である。

机上に配布した「子どもの日記念連続企画」のチラシは、今日の議題に関連すると思って配らせていただいた。仙台弁護士会では、かつて不登校の問題をどうするかとか、学校が荒れて学校として成り立たない問題をどうするかとか、家庭内暴力をどうするかとかという問題に取り組んできたが、最近では、毎年5月の子どもの日の記念行事として、このチラシにあるような企画を実施している。電話相談の中からは、それぞれ深刻な問題を抱えて、未熟な親が子育てに非常に苦労している姿などが見えてくる。豊かな社会の贅沢な悩みという訳ではないが、新たな貧困の問題が出ており、家庭として成り立っていない中で、子ども達が虐待を受けたり、置

き去りにされるという問題も出ている。その中で、一部の子ども達が問題行動を起こしており、子どもの問題は、非常に根の深い問題である。家裁の方では、いろいろな関連機関と協力して意見交換をしているようであるが、今後は、もっとこの幅を広げて行ってほしい。出来れば、家裁委員会に連携できる諸機関の担当者を招いて直接話を伺い、子ども達を取り巻く環境がどのように変わっているのか、私たちに何が出来るか、などを考える機会とするのも一つの方法だと思う。

裁判所でもホームページを立ち上げていることはいいことであるが、パソコンは買えないが、メールなら見れるという人もいるので、このような人がアクセスできる方法を考えてほしい。また、ネット上で裁判所の文書を見たが、家庭裁判所とか、弁護士とか、訴訟とか、司法という言葉は、気持ちの弱った人としては、絶対に見たくない言葉だ。どちらかという、「SOS」とか、「助けて」とか、「困ったら」とか、「悩み」とかという言葉がいいのではないかな。もう少し柔らかい表現がいいのではないかなと思う。

今日は、委員の皆様から大変貴重な意見をたくさんいただいた。それぞれの立場から異なった視点で、家庭における基本的な「しつけ」の問題、学校や地域社会における地道な指導の在り方、個性と社会の問題、世代間における価値観の多様化の問題、情報化社会の問題など、いずれも相互に密接に関連している問題について、解決に向けた含蓄のある意見だった。これらの意見は、これからの少年事件手続の中で活かしていく方向で検討したいと思う。更に検討した上で、次回に報告すべき事項があれば報告するようにしたい。

次回の委員会のテーマについて、何か意見はないか。

意見なし。

今日の議題に予定していた「人事訴訟の家裁移管」について、次回のテーマとしたいが、委員の意見を伺いたい。

賛成

次回期日については、今年の11月頃として、その日程は後日事務局の方から連絡することでよいか。

賛成

以上